

今回は、平成24年11月12日、「混合診療制度について」について、公益財団法人がん研究会の土屋理事からお話をいただき議論を行いました。資料は別添です。

議論の概要は以下のとおりです。

- ・厚生労働省の反対の論拠はどこにあるのか。
- ・混合診療が一般化すると患者負担が不当に広がり国民皆保険が崩壊するというのは本当か
- ・混合診療を禁じた最高裁判所の判決は、保険外併用療法の費用を保険者が支払うことを禁じているだけで、支払ってはいけない場合を規定してはいないので。厚生省はうまく利用しているだけではないか。
- ・混合診療解禁で取り残される医者がいるということが問題なのか。
- ・混合診療導入で日本の医療水準は上がるのか、公費負担は増えるのか減るのか。
- ・自己負担が増える分だけ保険料は増えないのか
- ・先端医療について、自己負担30%にすべきという意見が広まっていく可能性があるのか。
- ・うがい薬などを外に出して全額自己負担するという制度とセットで入れてはどうか
などの意見が出されました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。